

岩手県消費生活サポーター募集！

1 消費生活サポーターとは？

消費者被害のない地域づくりをすすめるため、消費生活に関する情報を身近な人や地域、団体に伝えたり、地域の情報やニーズを岩手県立県民生活センターに情報提供していただくなど、**地域における啓発活動の担い手として活動していただくボランティア**です。

現在（平成 25 年 1 月末）96 名の方に登録していただいております。

2 主な活動内容

それぞれの知識や経験にあわせて、**ご自分にできる範囲での活動**をお願いしています。

また、サポーターにご登録いただいた方には、県民生活センターから消費生活に関する情報等を定期的にお送りします。

活動内容

- (1) 県民生活センターからお送りする消費生活に関する情報により、消費者トラブルなどについて理解を深めていただき、それをできる範囲で地域住民に伝達するなどの形で、消費者被害防止のための啓発活動をお願いします。
- (2) 消費者被害に遭った地域住民の方に、消費生活相談窓口を紹介するなどのアドバイスをお願いします。（消費生活相談窓口のパイプ役）
- (3) 消費生活に関する地域情報等を県などへ情報提供をお願いします。

○活動例

- ・ 県民生活センターから送付されるリーフレットを読んで消費生活に関する知識を身に付ける
- ・ 県内で行われる研修会や出前講座を聴講する
- ・ ご近所の方との雑談や、自治会の集まりの中で悪質商法の手口などの話をする
- ・ 身近な方の消費生活トラブルを聞いたら、消費生活相談窓口に行くことを勧める
- ・ 悪質な事業者の情報や、不当な表示などを発見した場合、県や市町村に報告する など

3 応募資格

消費生活や消費者問題に関心のある方で、岩手県内在住の満 20 歳以上（平成 25 年 4 月 1 日現在）の方であれば、どなたでもサポーターに登録することができます。

登録方法は、裏面をご覧ください。

4 登録期間

県が登録申出を受理した日から平成 26 年 3 月 31 日まで

※期間終了後に更新もできません。ご登録いただいた方には、年度末に改めてお知らせします。

5 登録の抹消

次のいずれかに該当する場合は、サポーターの登録の抹消をします。

- (1) 登録期間を終了した場合
- (2) サポーターから登録抹消の申し出があった場合
- (3) サポーターが本制度の目的に著しく違背する行為をしたと認められる場合

6 登録方法

下記登録申込用紙に必要事項を記載のうえ、郵送またはFAXで下記までお申込みください。

※切り取らずにそのままお送りください。

Eメールの場合は、件名を「消費生活サポーター登録希望」とし、必要事項を本文に記載して下記までお申込みください。

登録申込用紙は岩手県立県民生活センターホームページからもダウンロードできます。

○岩手県HP トップページ <http://www.pref.iwate.jp/>

> 安全・安心 > 消費生活 > お知らせ >

【県民生活センター】消費生活サポーター募集！

7 お問い合わせ・申込み先

岩手県立県民生活センター

〒020-0021 盛岡市中央通三丁目 10-2

電話：019-624-2586 FAX：019-624-2790

Eメール：cb0001@pref.iwate.jp

【 岩手県消費生活サポーター 登録申込用紙 】

ふりがな（※）	
氏名（※）	
住所（※）	〒 ー
電話番号（※）	
年 代 （○印をしてください）	～10代・20代・30代・40代・50代・60代・70代以上

※印は、必須事項となります。電話番号、メールアドレスは、携帯でも可です。

お預かりした個人情報、消費生活サポーターの運営以外の目的には使用しません。